

新しい学習指導要領にもとづく 教育がスタートします

小学校：平成23年4月から全面实施
中学校：平成24年4月から全面实施

改訂の基本は

- 1 「生きる力」を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成を重視しています。
- 2 基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成、そして、学習意欲の向上を目指しています。
- 3 道徳教育や体育の充実により、豊かな心や健やかな体を育成します。

学習指導要領とは？

全国どここの学校で教育を受けても一定の教育水準を確保するために、各教科等の目標や内容などを文部科学省が定めているもので、教科書や学校での指導内容のもとになるものです。

今回の改訂について

学習指導要領は、児童生徒や社会の変化などに対応するため、おおむね10年以内を目途に見直されてきました。今回は教育基本法改正の趣旨も受け、平成10年以来の改訂となりました。

取扱う内容などの主な特徴点は

小・学・校	中・学・校
<p>○授業時数が増えます。 小学校は、1・2年生で週2時間、3～6年生で週1時間増えます。 中学校は、全学年で週1時間増えます。</p>	<p>○授業時数の増える教科 国語・社会・数学・理科・保健体育・外国語（学年によっては現行の時数と変わらない教科もあります）</p>
<p>○授業時数の増える教科 国語・社会・算数・理科・体育 （学年によっては現行の時数と変わらない教科もあります）</p>	<p>○授業時数の増える教科 国語・社会・数学・理科・保健体育・外国語（学年によっては現行の時数と変わらない教科もあります）</p>
<p>○各教科や領域などで共通して重視している事項 1 言語活動の充実 2 道徳教育との関連</p>	<p>3 伝統や文化に関する教育の充実 など</p>
<p>○外国語活動（5・6年生）が新設 5年生および6年生で、年間35単位時間が実施されます（週1時間）。 外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成と、外国語に慣れ親しみながら、コミュニケーション能力の素地を養おうとするものです。</p>	<p>○保健体育科の授業で、「武道」、「ダンス」が必修となります。 ○選択教科は、標準授業時数の枠外として、各学校の実態に応じて開設できることとなります。 ○総合的な学習の時間は、1年生で年間50単位時間、2年生および3年生で年間70単位時間となります。 ※中学校の1単位時間は50分です。</p>
<p>○総合的な学習の時間は、3年生～6年生で、それぞれ年間70単位時間になります。 ※小学校の1単位時間は45分です。</p>	

各学校では、学習指導要領の目標や内容を基準として、適正な教育課程（学校の教育計画）を編成します。その際に、地域・学校や児童生徒の実態、各教科等や学習活動の特質に応じて、創意工夫を生かした時間割を弾力的に組替えることも可能としています。

平成21年4月から 移行措置期間になります

■学習指導要領の全面实施に向け、児童生徒の学習活動などが円滑に移行できるよう、可能なものは平成21年度から先行して実施します。

移行期間中における主な学習指導等について

	小・学・校	中・学・校
平成21・22年度	<p>総則・道徳・総合的な学習の時間・特別活動は、新学習指導要領により実施します。 総則では、学習指導要領にもとづく教育課程を編成する上での一般方針、内容等の取扱いに関する共通事項や授業時数の取扱いなどが示されています。</p>	
	<p>○全学年で、週時数が1時間増えます。</p> <p>「算数」、「理科」においては、内容の一部を前倒して実施し、全面实施と同時数を確保します。 移行期間中指導する内容については、現行の教科書に加えて補助教材を使用し学習します。</p>	<p>「数学」、「理科」においては、内容の一部を前倒して実施します。平成23年度から全面实施と同時数を確保します。 移行期間中指導する内容については、現行の教科書に加えて補助教材を使用し学習します。</p>
	<p>「外国語活動」に取組みます。 総合的な学習の時間などを活用します。</p> <p>国語・社会・音楽は、移行年度にしたがって、学年で取扱う内容があります。</p>	<p>中学校では、移行期間中に週時数は変わりませんが、「選択教科等」と「総合的な学習の時間」が減り、その時数が「数学」、「理科」の時数に充てられます。</p>
平成23年度	<p>新学習指導要領の全面实施</p> <p>○1・2年生で、さらに週時数が1時間増えます。 ○新学習指導要領による教科書の使用</p>	
平成24年度	<p>全面实施2年目</p> <p>新学習指導要領の全面实施</p> <p>○全学年で、週時数が1時間増えます。 ○新学習指導要領による教科書の使用</p>	

問い合わせ先 学校教育課学校教育係（☎0155-62-9729）